

データ駆動型経済、未来投資（コーポレートガバナンス等）
分野の論点

平成 27 年 12 月 10 日

産業競争力会議実行実現点検会合

データ駆動型経済、未来投資（コーポレートガバナンス等） 主査 小林 喜光

熾烈なグローバル競争に勝ち抜き日本経済が力強く成長するためには、IT の徹底的な利活用によって少子高齢化の進展・人口減少による供給制約を克服し、生産性向上に努めることが必須である。

今後、IoT・BD・AI 等のデータ社会の本格到来（第 4 次産業革命）が予想されるところ、日本が第 4 次産業革命を先導し、国際競争力をさらに高めていくために何をすべきか、という視点から官民を挙げた取組を強力に進めていく必要がある。具体的には、新技術の登場やビジネスモデルの発展の結果として、未来社会がどうなっていくのかという具体像を官民でしっかりと共有し、民間投資を促進していくことと併せて、政策面でも、規制制度改革、研究開発・設備・人材投資など必要な対応を大胆に進めていくことが必要となる。

今回の点検会合では、上記のような課題認識を背景として、具体的には下記の論点につきフォローアップを実施する。

1. IT 利活用の更なる促進

- 我が国産業の国際競争力の向上のためには、IT・データの徹底的な利活用が強く求められる。一方、企業がその活動の過程で取得した個人情報やパーソナルデータの利活用については、必ずしも国民の理解が進んでいるとは言えない状況にある。今後は、IT 利活用の基盤整備、個人情報等の取扱の安全性を高めるための措置等をさらに積極的に講じ、データ社会の基礎を速やかに整備する必要がある。
- まず、データ流通に関する国民の安心感・信頼感の確保と、ビジネスにおけるデータ利活用・流通の円滑化の両立をバランスよく図るという観点から、「日本再興戦略（改訂 2015）」に記載した「代理機関」の制度設計を行い、次期通常国会への関連法案提出に向けて検討を進めるべきである。

- IT 利活用については、官民を挙げた意識改革を伴う徹底的な取り組みを行うべきであり、対面・書面原則から IT 原則への転換について、次期通常国会への関連法案提出に向けて検討を進めるべきである。あわせて、個別法で対面・書面原則が規定されている手続や一元的な電子サービスの実現の妨げとなっている規定の改正スケジュールを具体的に示すとともに、例外的に IT 化が困難な手続がある場合、その具体的な類型を示すべきである。その際、海外からの投資を引き付けられるビジネス環境を早急に整えるためにも、2020 年を目途に IT 原則の確立が行政手続一般に実効的に行きわたるよう、検討を進めるべきである。
- いわゆるシェアリングエコノミーについては、「共有」型ビジネスの普及によって既存の産業に影響を及ぼす可能性がある一方、IT を利活用して車・家・空き時間等社会に存在するあらゆる余剰資産を有効活用する形で、不特定多数の消費者間取引を仲介するサービスとして大きな経済効果が見込まれており、特に宿泊等我が国が供給制約に直面している分野の課題解決に資することが期待される。

一方、不特定多数の消費者がサービス提供者となり、行政が実態を十分把握できない可能性がある。そのため、サービスに関わる当事者にどういった形で規律を課し競争ルールを整備していくかが問われることから、シェアリングエコノミーサービスに関わる当事者に対する新たなルール整備を進めるとともに、消費者保護や紛争処理の枠組み、既存産業との中立的な競争環境の整備等に関して十分な措置を講じる必要がある。スピードを重視しつつ、新たな産業の健全な発展をどう促していくかという観点での取り組みが不可欠であり、関係省庁は政府一体となった取組をすすめ、法制上の措置も含め速やかに検討を行うべきである。

2. IoT/BD/AI

- 第 4 次産業革命における変革スピードは劇的に早い。IoT 推進コンソーシアムでは、経済産業省と総務省が緊密に連携し、新たなビジネスモデルの創出と事業展開の妨げとなる規制の聖域無き改革や新たなルール形成、最先端の IoT 技術の開発や実証などに可能な限り迅速に取り組むことが極めて重要である。
- 第 4 次産業革命を見据えた研究開発は、戦略性が問われている。世界の競争相手を念頭に、現状、我が国が競争優位な分野は何な

のか。それを活かす研究開発支援が重要である。経済産業省、文部科学省、総務省の連携は当然のこととして、大学や官民の研究機関も巻き込み、どういった目標に向かって、どのように役割分担をしていくのか、大きな方針から個々の研究者・学者の方のミッション設定に至るまでの戦略を検討・実行する強力で一元的な司令塔機能を明確にし、官民挙げて一体感を持って進めていかなければ成功はない。

- IoT・ビッグデータ・人工知能の発展が産業構造、就業構造、経済社会システムにもたらす変革と官民の対応方針を描く「ビジョン」の検討については、「絵に描いた餅」で終わっては意味がない。他方、新時代に対応した課題であればあるほど、縦割り・受け身といった従来型の行政手法では解決できない。いつ、何をすべきなのか、時間軸を意識しつつ、迅速に対応すべき課題を特定した上で、関係省庁横断的にしっかりと議論し、必要に応じ産業競争力会議の関係会合でも議題としつつ、官民の具体的なアクションにつなげていくことが重要である。その際、分野別の議論は、技術論に偏るのではなく、例えば少子高齢化の急速な進展など、ニーズ・消費者視点に基づき競争優位分野を見定めて行うべき。また、横断的なルール整備については、人材育成・教育・働き方、データ利活用・セキュリティ・プライバシー、知的財産関連等まで幅広い課題の検討を深めるべき。さらに、ビジョンや戦略の策定、実施に当たっては、「自前主義」に陥ることなく、ベンチャー企業、若手研究者、海外企業や外国人材等の積極的な巻き込みが重要である。

3. モバイル分野の競争の更なる促進

- モバイル市場では異業種も含めた MVNO マーケットへの参入が進んできているが、依然として大手 MNO 事業者 3 社がシェアの大部分を占める状態にある。また、大手 MNO 事業者は高収益を上げている一方、かつて世界に先駆けたサービスを次々と打ち出してきた日本のモバイル産業は、その後革新的な製品・サービスを創出できているとは言えない状態にある。競争こそがイノベーションの源泉であることを踏まえ、更なる競争促進策を講じるべきである。

また、現状日本における携帯電話契約数は総人口を上回っており、モバイルは国民生活に不可欠な存在となっているが、今後到来する IoT 時代においては、センサーやデバイス間の通信など、そ

の役割はさらに高まると見込まれる。多様な IoT サービスが提供される環境をどう整備するか、という観点からも検討を深める必要がある。

- まず、MNO 事業者と MVNO 事業者のイコールフットィングの観点から、MVNO 事業者が主体的かつ多様なサービスを提供するうえで不可欠な加入者管理機能（HLR・HSS）の開放に向けて、明確な方向性を打ち出すべきである。具体的には、加入者管理機能に関する事業者間協議の状況を確認した上で、機能の開放に向けた必要な措置を、具体的なスケジュールを示しつつ講じるべきではないか。
- あわせて、本年の電気通信事業法の改正も踏まえ、多様な IoT サービスの普及に向けて、必要な機能の速やかなアンバンドル化、事業者間協議の迅速化、接続料算定方法の更なる透明化等のために必要な措置を講じるべきである。